

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成28年8月10日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成28年4月25日（月）午前9時57分頃、周南市宮の前の市道宮ノ前線において、教育部教育政策課嘱託職員の運転する公用車が、学校施設の環境整備業務中に富田中学校へ右折する際、同市道を県道下松新南陽線方向へ直進する相手方単車と接触し、相手方が負傷した人身及び物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

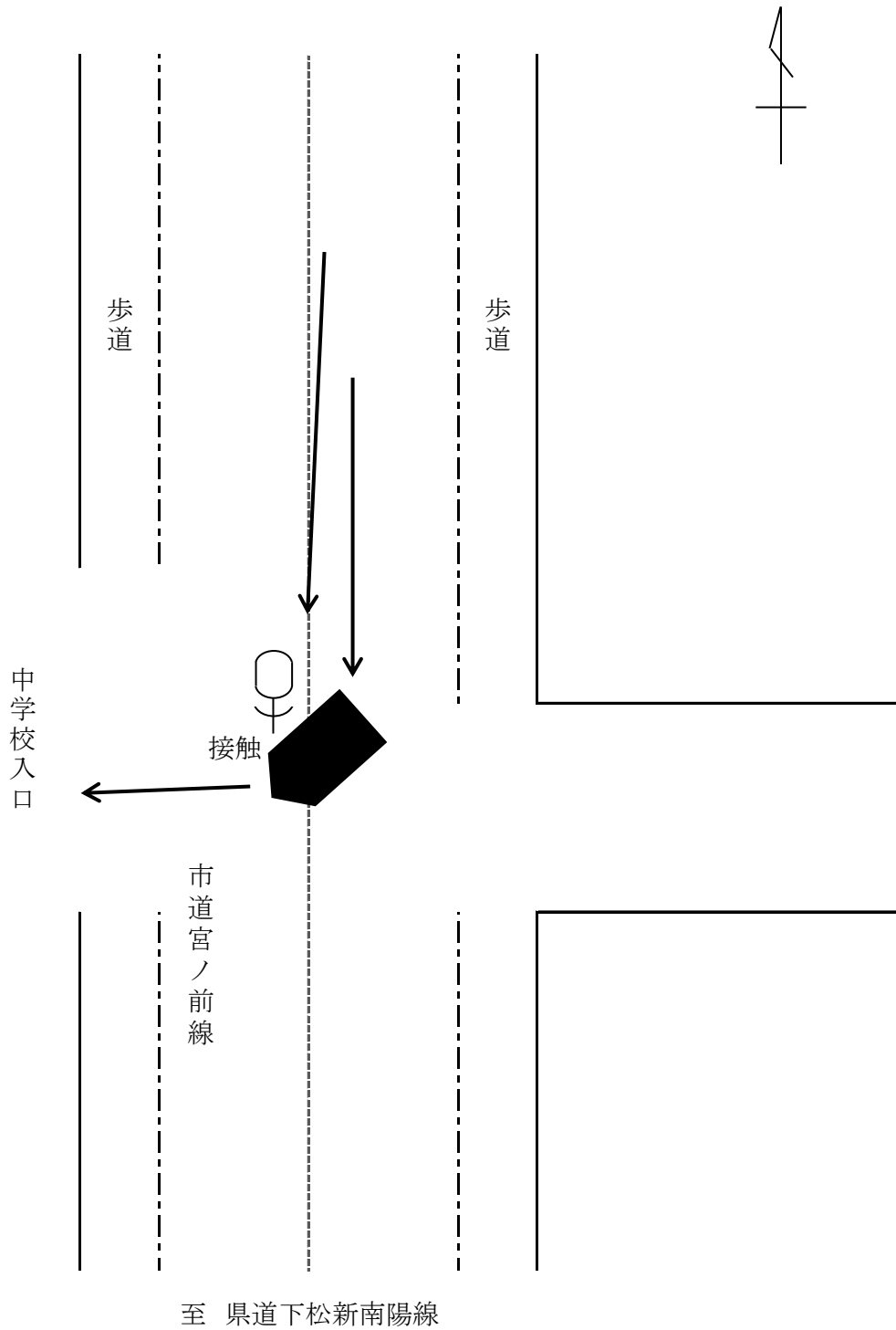
¥64,098-

2 専決処分の年月日

平成28年7月29日

(参考)

事故状況図



○ 相手方単車

■ 公用車